

6月20日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第38号、議案第39号、議案第44号及び議案第45号の4議案について、6月21日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第38号について、執行部から東庁舎1階市民課の窓口に設置しているカード式発行端末機の使用回数が少ないため、除去するとの説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

問 年度毎の使用回数について

答 平成26年度56件、平成27年度123件、平成28年度49件、平成29年度49件、平成30年度51件と、当初の利用見込み数より少ない状況である。

問 市民への影響について

答 コンビニの端末機器を使用する場合は窓口発行より100円安い。市民課設置の窓口端末機の利用料金と窓口での利用料金は同じであるが、窓口利用の場合、申請用紙の記入が必要である。

問 経費面について

答 今回、システムがおうみ自治体クラウドを活用することとなるため、窓口端末機を継続して利用するためには新たにシステムの変更料金約268万円、また設置継続には年間利用料約13万円が必要となるため撤去する。

議案第39号について、執行部からおうみ自治体クラウドシステムの活用に伴うもので、国民健康保険税の年間11回の分割納入を10回とし、従前は6月以外が分割納入月であったが、4月・5月以外を分割納入月とすると説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

問 分割回数の減少に伴い、1回当たりの納入金額が増えることと、未収納者に対する影響について

答 計画的に広報に務め、理解を深めていただくよう努める。

問 手数料の変更について

答 大きな変更はないものと考えている。

議案第45号について、執行部から2年間に渡る市道甲西駅美松線道路の新設工事で、今年度の改良工事の契約である。最低制限価格を上回る中での最低金額で(株)昭建 湖南省営業所が落札し、請負金額224,532千円、施工延長=276mとの説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

問 失格業者が4社あったが、予定価格の公表はあったのか。

答 この入札については、未だ予定価格の公表は行っていなかった。

議案第38号、議案第39号及び議案第45号の3議案について、討論はありませんでした。

議案第44号について、本議案の審査にあたり、参考人として高橋進氏、鈴木強氏、坂田ナルミ氏の3名を招致することを6月20日の総務常任委員会で決定し、議長に申し出を行いました。

参考人に対する主な質疑は次のとおりです。

問 有効投票率の規定が無いことについて

答 率については、成立要件と結果に及ぼすものであり、結果に対して拘束するものではなく、この条例は市長が結果を尊重することを趣旨としている。率を規定すると、未満の場合は開票しなくなり、民意が解らなくなる。投票行動した民意を尊重する点から、規定していません。

問 署名活動はどのような思いで行ったのか。

答 東庁舎整備に賛成・反対を問わず、大事なことは住民の意思で決めたいという思いで署名活動を行った。

問 行政の広報及びその資料は、別にして署名活動を行ったのか。

答 市の広報とは別であり、市が行ったタウンミーティングやパブリックコメントは、その課題について意識の高い人の集った意見である。市の広報等の情報とを並列に説明しての個別訪問によるアンケート調査ではない。このアンケート調査では、賛成・反対を問わないで行い、住民投票の是非の意思を確認している。先日のNHKの報道でも、滋賀県下40%の地方議員が、住民に関わる大事なことを住民が決めることができる、直接民主主義を代表する住民投票は大切であるとしていた。

問 第10条で、「住民が意思を明確にするのに必要な情報を提供し客観的・中立的に広報することに努めなければならない。」とした点について

答 今回のアンケート調査の結果や特定の議員が行ったアンケート調査の結果から、庁舎整備を知らないとする住民が多い。これは、必要な情報の提出が不十分であり、市民が正当な判断ができる状況ではない。

特に、財源に対する返済方法、財政への影響である。また、将来のまちづくりにより市役所業務を統合する点についてである。市内は、中央部と周辺部から成り立っている。集約することで、取り残される面は無い。取り残される高齢者や弱者への広報等、市民が正当な判断ができる状況にする面からである。

問 二元代表制で運営している地方自治に、住民投票を求める点について

答 知識・経験・信念を持った議員にお願いしている姿が、現在の間接民主主義の議会である。片方、国で言えば国民民主権であり、地方自治で言えば市民が主体です。今回のアンケート調査を通して、市が推進しようとするものと、市民の皆さんとの間にズレを感じてきた。そのズレを直すことへ市民が直接請求できる条例の制定を求めたものです。直接民主主義・間接民主が相まって、より良い民主主義になることを願ってのことです。現在、国民・市民が政治離れしています。市民の皆さんが政治に関心を持ち、市民の力を引き出し、高く広い見地から自分たちに関する重要・大事なことは住民の意思で決めていくという点や住民投票を市民からの直接請求だけでなく、市長からの提案、議員からの提案する事例が、全国的に起きてきているところである。このようなことから、湖南省の新しい地方自治を創っていくことができると願ってのことである。

問 第6条で、白紙投票の項目が無いことについて

答 二者択一でハッキリさせることが住民の意思を尊重することになると考えたからである。

問 第4条で、投票資格者の範囲が広いことについて

答 施設利用者は資格者との思いもあり、他市の住民の利用者も含めできるだけ多くの範囲を考えたが、税金を納める定住者までとした。判断能力があると、16歳以上も資格者にと考えたが、18歳以上とした。

執行部に対する主な質疑は次のとおりです。

問 「意見書」6ページで、「本アンケート調査は、無作為抽出によるものでないことから、注意が必要であると考えます。」とあるが、この点について

答 今回のアンケートは、限られた場所における個別訪問による調査である。市全体のランダムデジットにより抽出された箇所へのアンケートでないことから、市民全体としての無作為抽出調査ではない。

問 無作為抽出でないから信頼性がないという言い方であるが、選挙等の出口調査はどう考えるのか。

答 選挙の出口調査は、投票行動を起こした人への有為調査である。今回のアンケートは、個別訪問であり、特定の地域での調査で市内全域網羅した調査とは言えない。

問 特定場所でなく全戸数調査を市民団体に求めることはできないと考えるし、実施するなら市が行うべきで、有為抽出への条件を示さないで、出てきたアンケート結果を否定する点について

答 市民の民意反映には全数調査が一番ハッキリと、反映できるものである。なかなか全数調査ができないので、無作為抽出を行っている。無作為抽出方

法は、全集団を代表する標本を主催者の判断が入らない乱数表等を用いる方法で、ランダムに抽出する。今回のアンケートは市全体を無作為抽出していないことから、市民全体の36%の人が計画を知らないとは言えない。

問 意見書の中で、第44号については市民の署名をいただいているもので、修正するものではないとする発言については、どういうことか。

答 提出された条例を基に署名活動が行われた。署名の後に、それを修正するものではないと認識している。

質疑終了後、上野委員より議案第44号の修正動議の提出がありました。

本委員会に付託されていることから、修正動議を認めました。

修正案の説明について、修正案の趣旨は、市民の皆さんが提出した条例案であるので、修正しない方が良いと思うが、提出された条例の文章を大きく修正するものでなく、趣旨や文意が変わるものではない、文字の訂正、追加、削除を行うものである。

- ①第2条の後、「第3条」を「第3条」に、
- ②第4条中、「住民台帳法」を「住民基本台帳法」に、
「(特別区を含む。)」を「(特別区を含む。))」に、
「資格をもって在留する者」を「資格を持って在留するもの)」に、
- ③第4条第2号中「別表第1号」を「別表第1」に、
- ④第8条の見出し「(期日前投票)」を「(期日前投票等)」に、
- ⑤第8条「期日前投票」を「期日前投票または不在者投票」に、
- ⑥第9条第5号の次に「(6) 白紙投票」を追加
- ⑦第14条の見出し中「市長の義務」を「市の義務」に、
- ⑧第14条中「市長は」を「市」に、

以上のように改め、特に、⑦、⑧については、市長個人でなく市とすることで、市全体で責任を持つことにしたとの説明がありました。

修正案に対する質疑では、

問 第9条に第6号として白紙投票を追加された。先程の参考人への質疑では、二者択一としてハッキリさせるとの答弁でしたが、その違いについて

答 先程の質疑は、第6条第3項で、賛成の者は賛成の欄へ、反対の者は反対の欄へ、二者択一のことである。

質疑のあと、原案並びに修正案に対する一括討論を行いました。

原案に反対者による討論として、住民投票を求める条例制定直接請求へ、有権者の3,768人の署名については重く受け止めている。議会としては、庁舎整

備特別委員会の18回の開催を通して、審議し議論を重ねてきた。昨年11月の会議では、ライフサイクルコストの比較を行い、耐用年数とする60年の間では、新築案170億円、改築・増築案では199億円の経費が必要である。改築・増築案の方が長い目で見たときには財源を必要とすることや、改築による執務スペースの狭隘化について議論をした。先日も、新潟県を中心とする大きな地震があった。議会は市民の負託を受け、選挙で選ばれた議員が議決する決定機関であり、3月議会で、全議員が真剣に、近い将来起こると予測されている災害にも備え、大切な庁舎、人命を守る議論を行い、庁舎整備を遅らすことなく進めるべきと議会は決定したところです。

修正案・原案に賛成者による賛成討論として、今の反対討論の討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容だった。この議案は、東庁舎の整備について、反対か賛成かを住民が決める住民投票の条例の制定を求めたもので、住民投票は、間接民主主義を直接民主主義が補完するものであり、法律上も担保された国民の権利である。これを否とするならば、議会内でしっかりと審査・議論を行い、修正すべき点は修正して、採択すべきものとする。

採決の結果、議案第38号湖南省市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号湖南省市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第45号契約の締結についての以上3議案は、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、議案第44号湖南省市東庁舎建て替え・湖南省市複合庁舎整備基本設計の是非を問う住民投票条例の制定については、修正動議が提出され、修正案については採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定し、原案については、賛成少数により否決すべきものと決定しました。